

【財政的援助団体等監査】

令和6年3月26日付け監査結果に基づき
講じた措置の内容について
(鹿児島県教育委員会)

令和6年7月

鹿児島県監査委員

令和6年3月26日付け監査第1154号の監査結果に基づき、令和6年6月14日付け鹿教総第103号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

鹿児島県監査委員	松菌英昭
同	大菌 豊
同	おさだ康秀
同	松田浩孝

文書注意事項

団体名	事項の内容	講じた措置の内容
鹿児島県テニス協会	<p>競技力向上対策事業に係る補助金について、一部に適切でない事務手続きや書類の整備等が十分でないものがある。</p> <p>(1) 選手等への旅費の支払いが著しく遅延しているものや、支払いに際して職員の口座を使用しているものがある。</p> <p>(2) 補助金の受入、支出に係る帳簿や関係書類の整備等が不十分なものがある。</p> <p>(競技力向上対策事業費等補助金)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化</p> <p>県から当該団体に支出している補助金に対して、帳簿等を確認し、速やかな支払いや複数職員でのチェック体制が行われているかなど、事業執行期間中に直接指導することとした。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置</p> <p>(1) 旅費の支払いについて、再発防止のため、複数職員で毎月執行管理を行い、漏れや遅延がないか点検することとした。</p> <p>会計処理に係る通帳の使用については、公金の取扱いに際し、当該団体の代表者名義の口座のみを使用するよう改めた。</p> <p>(2) 会計処理に係る帳簿、通帳や領収書等の関係書類については、適正に整備されているか、複数職員で毎月点検することとした。</p> <p>併せて、当該団体の会則に係る会計細則を整備し、(1)(2)の内容を明記した。</p>